

## 第 7 5 回農地総会議事録

開催日時	令和5年9月8日(金) 午後3時30分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美 中島 義幸・大野 哲・森田 浩明・古田 辰雄・竹内 佳代・中島 正根 前田 眞作・廣瀬 良之・久保 壽美男・川澤 一博・山脇 天臣 <span style="float: right;">以上17名</span>
欠席委員	山本 和正・中村 富貴 <span style="float: right;">以上2名</span>
事務局出席者	永野事務局長・上田次長・近森主幹・竹内係長・川澤主任・谷川主任 <span style="float: right;">以上6名</span>
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件  第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  第3号議案 改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件  ①(所有権移転)  ②(貸借権設定)  ③(中間管理権・一括方式)</p> <p>議案外(報告)  ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件  ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件  ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件  ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件  ⑤非農地証明願の件  ⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件  ⑦改正前・農業経営基盤強化促進法の申請取下・取消・訂正処理の件</p>
備 考〔添付書類〕	○第75回農地総会議案書 ○現地案内図 ○令和5年度 今後のスケジュール(予定)

<p>開 議 長</p>	<p>(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今より第75回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。欠席委員は山本和正委員，中村富貴委員の計2名です。委員総数19名中，17名の出席です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき，本日の農地総会が成立することを，ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第23条第2項におきまして，議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。 署名委員は，池澤誠委員，川澤一博委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 議 長  川澤主任</p>	<p>只今から議案の審議を行います。第1号議案，農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より，議案の説明をお願いします。 議案書2ページをご覧ください。今月は全体で4件の申請が出されております。 議案書は3ページをご覧ください。 案件1は，神田，畑，198㎡を，譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため，売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地で，緑が譲受人の経営農地です。 申請地は，元々譲受人の亡父が小作権を設定して借りていた農地ですが，譲受人が取得することとなり，相続人全員による貸借の合意解約手続き後に申請されたものです。 申請書の別添によりますと，譲受人は経営農地を全て耕作しており，申請地では柑橘類を栽培する予定とのこと。 農機具については，トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり，妻とともに農業に常時従事しているため，取得後は効率的な利用ができるとのこと。 農薬の使用方法等については，地域の防除基準に従い営農するため，周辺農地への</p>

影響は特にないと考えるとのことです。

なお、合意解約につきましては、後ほど議案外報告の時にご報告いたします。

続きまして、案件2は、介良丙、登記地目田、現況畑、66㎡外2筆、合計420㎡を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.2をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借入れしている農地を全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、イモを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は、介良丙、田、174㎡外1筆、合計481㎡を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.3をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借入れしている農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件4は、春野町秋山、畑、188㎡を、譲受人の自宅に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.4をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の自宅です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借入れしている農地を、耕作不利地等を除いて耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、オクラを栽培予定とのことです。

農機具については、田植機など4台の大農機具を所有しているとのことです。

	<p>譲受人は農作業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しており、また、会社員の息子も休日に農業をしているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長 中島正根委員	<p>続いて、第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2と案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長 廣瀬委員	<p>続いて、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは、第1号議案につきまして審議いたします。</p> <p>ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
川澤主任	<p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、円行寺、田、1,353 m<sup>2</sup>を資材置場に転用するため、売買により所有権を</p>

	<p>移転するという申請が提出されておりましたが、法定外公共物の払下げ等の手続きについて、協議をやり直したいとのことで、8月28日に申請の取下願が提出され、同日付で受理しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>なお、取下願の内容につきましては、10月10日開催の第76回農地総会にてご報告いたします。</p> <p>第2号議案の報告については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>第2号議案の説明が終わりました。</p> <p>事務局からの説明のとおり、案件が取下げとなっております。</p> <p>取下げとなった案件について、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご質問等がないようでしたら、第3号議案に移ります。</p> <p>続きまして、第3号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
<p>川澤主任</p>	<p>①所有権移転についてご説明します。</p> <p>議案書は8ページをご覧ください。今月は1件の申請が出されております。</p> <p>議案書9ページに所有権移転の総括表を掲載しております。</p> <p>今月は、所有権の移転をする者が1人で、所有権の移転を受ける者が1人、所有権移転を行う農地は田が1筆で796㎡です。</p> <p>議案書は10ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、令和4年12月1日に、譲渡人から売りたいとの申し出があり、令和5年8月4日にJ・A高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。</p> <p>なお、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。</p> <p>所有権移転の案件については以上です。</p> <p>続きまして、②貸借権設定の説明に移ります。議案書12ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で10件の申請が出されており、内訳は、全て更新設定となっております。</p> <p>議案書13ページに、貸借権設定の総括表を記載しております。表の上段をご覧ください。</p> <p>今月は、利用権を設定する者が14人で延べ15人、利用権の設定を受ける者が8人で延べ15人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が44筆で27,870.98㎡、畑が20筆で12,796.71㎡、合計64筆で</p>

40,667.69 m<sup>2</sup>です。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別内訳については、説明を省略いたします。

利用権設定の開始日は、全て令和5年10月1日となっております。

今月は、全て更新設定となっておりますので、案件の説明は省略いたします。

②貸借権設定については、以上です。

続きまして、③中間管理権設定・一括方式についての説明に移ります。

議案書23ページをご覧ください。

農地中間管理権設定の一括方式についてご説明します。土地の所有者から中間管理事業者、すなわち公社への貸借については、改正前・農業経営基盤強化促進法の集積計画で行い、公社から最終貸付人への貸借は、県知事による配分計画によって行う、という2段階で行っていたものを、改正前・農業経営基盤強化促進法の中で一括で1件の案件として、設定することを可能とした制度です。

今月は1件の申請が出されており、内訳は、更新設定となっております。

議案書24ページに、中間管理権・一括方式の総括表を記載しております。表の上段をご覧ください。今月は、設定する者が2人、設定を受ける者が2人となっております。

土地の内訳は、田が5筆で1,875 m<sup>2</sup>となっております。

期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

今月は更新設定のみとなりますので、案件の説明は省略いたします。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和5年10月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議長

第3号議案の説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。

第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いします。

大崎委員

貸借権設定の、案件1と2については、計画を妥当なものと認めました。

議長

次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いします。

森田委員

貸借権設定の、案件3と4については、計画を妥当なものと認めました。

議長

次に、第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いします。

中島正根委員

貸借権設定の案件5から案件8については、計画を妥当なものと認めました。

議 長	次に、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いします。
廣瀬委員	所有権移転の案件1と、貸借権設定の案件9、案件10、中間管理権設定・一括方式の案件1については、計画を妥当なものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。
	貸借権設定の案件6については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先にこの案件だけ審議したいと思うのですが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、まずこの1件について審議します。
	農業委員会等に関する法律第31条第1項は、農業委員又は同居する親族等が申請の当事者である場合、その案件の議事に参与することができないと定めております。この規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
	(該当委員 退席)
議 長	貸借権設定の案件6について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	貸借権設定の案件6につきまして、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。
	事務局は退席した委員を復席させるようお願いいたします。
	(該当委員 復席)
議 長	それでは、その他の案件につきまして審議いたします。
	ご意見やご質問がございましたら、お願いします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	貸借権設定の案件6以外の案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
川澤主任	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書27ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、旭と大津に跨ります案件が1件、五台山が1件、土佐山が1件となっております。

届出の内容につきましては、議案書28ページから31ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書33ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が3件、秦が1件となっております。

届出の内容につきましては、議案書34ページから35ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書37ページの申請地区別一覧をご覧ください。

今月は11件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が3件、鴨田が1件、長浜が3件、一宮が3件となっております。届出の内容につきましては、議案書38ページから42ページをご覧ください。

議案書41ページの案件10は、議案書52ページの農地法第3条許可申請取消の案件1と関連案件となっておりますので、後ほどご説明します。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書44ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は2件の通知が出されており、地区の内訳は、鴨田が1件、春野が1件となっております。通知の内容につきましては、議案書45ページをご覧ください。

なお、案件1が議案書3ページの第1号議案、農地法第3条許可申請の案件1と関連案件となっております。

両案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。

議案書47ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は10件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、初月が1件、高須が1件、布師田が1件、大津が1件、土佐山が1件、春野が4件となっております。



ります。証明願の内容につきましては、議案書 48 ページから 49 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。今月は1件の取消願が出されており、地区は長浜となっております。取消願の内容につきましては、議案書 52 ページをご覧ください。

本案件は、議案書 41 ページの農地法第5条届出の案件 10 と関連案件となっております。令和5年7月10日に開催した第73回農地総会で、新規就農のため売買により所有権を移転するという内容で農地法第3条許可済みでしたが、許可後に、資材置場及び展示場への転用が必要となったため、許可後の取消願が出されたものです。令和5年7月27日に取消願が出され、8月3日付けで受理しております。

続きまして、⑦改正前・農業経営基盤強化促進法の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書 54 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は1件の取下願が出されており、地区は春野となっております。取下願の内容につきましては、議案書 55 ページをご覧ください。

本案件は、貸借条件の見直しのために、取下願が出されたもので、令和5年8月4日に取下願が出され、同日付で受理しております。

以上で、議案外報告を終わります。

議長  
大崎委員

議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いします。

非農地証明の案件 5 について、農区が天津と記載されていますが、初月の誤りではないでしょうか。

竹内係長  
大野委員

確かに農区の記載が誤っております。申し訳ありません。失礼いたしました。

農地法第5条届出の案件 10 について質問します。農地法第3条許可を得たあと、それを取り消して、届出を出しているのですが、特に問題はないのですか。

竹内係長

当初は農地として利用する目的で農地法第3条許可を受けておりましたが、所有権を移転する前に資材置場として利用したいということになり、農地法第3条許可を取り消した上で農地法第5条の転用届出を提出した流れになっております。

大野委員

農地の区分は何になりますか。

竹内係長

市街化区域になります。

大野委員

分かりました。

議長 委員 議長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。</p>
事務局連絡 上田次長	(「今後のスケジュール(予定)」を説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は令和5年10月10日(火)を予定しております。
閉 会 議長	<p>以上で第75回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(午後4時15分閉会)</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5 年 10 月 10 日

議長

加藤 孝章

議事録署名委員

川澤 一博

議事録署名委員

池澤 誠

議事録作成者

谷川 大志